（様式第１号別紙２）

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　熊本県及び湯前町は、熊本県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、熊本県及び湯前町が定める個人情報の保護に関する条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

熊本県及び湯前町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

　熊本県及び湯前町は、移住支援金の返還事由の該当の有無の調査のため、勤務状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。